

松山市立小中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

松山市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	5
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	10

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

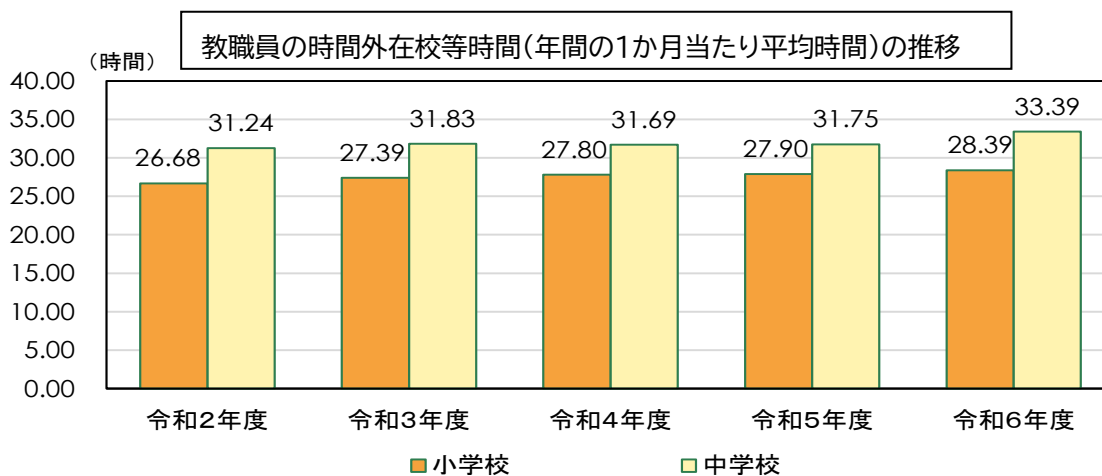
本計画は、松山市立学校の教育職員がワーク・ライフ・バランスの充実や心身の健康の保持を図りながら、児童生徒により丁寧に関わるとともに、質の高い授業や個に応じた指導など、効果的な教育活動の実践に集中できるように、教育委員会事務局関係各課等及び学校が一体となって、業務量を適切に管理し、その負担を軽減することで、教育職員が効果的な教育活動に専念できる環境を整備することを趣旨として策定するものである。

(2) 本市の現状

① 時間外在校等時間の状況

本市では、平成 29 年度に、「松山市立小中学校の働き方改革推進方針」を定め、それ以降、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでいる。

本市における教職員の年間の 1 か月当たりの平均時間外在校等時間の状況について、過去 5 年間の状況は以下のとおりであった。



資料:松山市学校教育課(令和2年4月~令和7年3月)

令和 6 年度は、小学校で 28.39 時間、中学校で 33.39 時間であり、教育委員会が学校管理規則で示す時間外在校等時間の上限時間「1 か月について 45 時間」を下回っているものの、経年で見ると若干の増加傾向が見られる。また、時間外在校等時間が 80 時間を超える教職員が、令和 6 年度は月平均 33 人となっており、健康管理の面からも早急な対策が必要である。

時間外在校等時間の主な理由として、令和 7 年 12 月に実施した最新のアンケートでは、以下のような状況であった。

Q.時間外在校等時間の主な理由は何ですか。(複数回答可)

校務分掌業務	授業準備	事務処理	保護者対応	行事対応	教職員間の情報交換	生徒指導対応	会議(学年会等)	部活動	その他	時間外在校等時間発生なし
18.5%	17.6%	16.0%	10.0%	9.5%	9.2%	7.3%	5.8%	4.9%	0.9%	0.3%

Q.時間外在校等時間の理由で、最も時間を要していると感じるものは何ですか。

校務分掌業務	授業準備	事務処理	部活動	生徒指導対応	保護者対応	行事対応	教職員間の情報交換	会議(学年会等)	その他
38.0%	24.1%	19.9%	6.8%	2.9%	2.3%	1.8%	1.6%	0.6%	2.0%

資料：松山市学校教育課（令和7年12月）

時間外在校等時間の理由としては、校務分掌業務や授業準備、事務処理の業務の負担が大きくなっていることが伺われる。教職員からは、国や県、市教育委員会などからの調査やアンケート等を減らしてほしい旨の要望が多くあり、これらを含め、教育委員会からの学校への依頼、要望などが、教職員の負担感の一因になっていることも考えられることから、引き続き、精査に努める必要がある。

② 健康確保に関する状況

次に、教育職員の健康確保に関する現状については、毎年、メンタルヘルス不調による病気休暇取得者や休職者が出ていることが、課題の1つとなっている。

教職員のセルフケアのさらなる充実と働きやすい職場づくりの推進につなげるため、毎年、ストレスチェックを実施しているが、その受検の状況については以下のような結果となっている。

ストレスチェック受検状況					
	対象者数	受検者数	受検率	高ストレス者数	高ストレス者の割合
R6	2,465人	2,078人	84.3%	262人	12.6%
R5	2,444人	1,996人	81.6%	251人	12.5%
R4	2,454人	1,946人	79.2%	223人	11.4%
R3	2,482人	1,974人	79.5%	175人	8.8%
R2	2,468人	2,022人	81.9%	224人	11.0%

資料：松山市保健体育課（令和7年12月）

ストレスチェックの近年の受検率は、8割程度にとどまっている。また、高ストレス者の割合が、この4年間は10%を超える状況にある。まずは、教職員一人一人が、自身のメンタルヘルスの状態に関心を持ち、日頃の勤務状況や業務の改善につなげていく意識を高めていくことが必要と考える。

これらの、現状を踏まえ、本計画の目指す目標を設定する。

2. 目 標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1か月時間外在校等時間が80時間以上の教職員数を0にする。
- ② 年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を前年度より減少させる。

【判断方法】

いずれも、毎月の勤務時間調査により結果を判断する。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。
- ② 子どもと向き合う時間が増えたと感じる教職員の割合を増加させる。

【判断方法】

- ① については、毎年実施する教職員のストレスチェックの結果により判断する。
- ② については、教職員アンケートの結果により判断する。

3. 計画の期間

令和8年度～令和12年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務

① 学校以外が担うべき業務

○ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等〔「3分類」①関係〕

* 子ども安全安心対策推進事業

子どもたちの安全を確保するため、スクールガード・リーダーを委嘱し、地域の見守り活動への指導・助言や防犯対策・交通安全などの研修会の開催等により、見守り関係者の資質向上及び活動の強化を図っている。引き続き、地域住民が主体となり実施することで、教育職員の負担軽減に繋げる。

○ 放課後から夜間などにおける校外の巡回活動〔「3分類」②関係〕

* 青少年育成支援事務管理事業

青少年育成支援委員を委嘱し、青少年の非行防止を目指して街頭巡回活動での「愛のひと声」運動を展開するなどして、青少年の健全育成に取り組んでいる。

引き続き、地域住民が主体となり実施することで、教育職員の負担軽減に繋げる。

○ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）〔「3分類」③関係〕

* 校納金徴収管理一元化事業

従来学校現場で行っていた校納金の徴収管理を松山市に一元化することで学校現場の負担軽減につなげている。引き続き、口座振替、再振替、児童手当からの特別徴収などにより、効率的に校納金の徴収を行い、教職員の業務負担軽減を図りつつ、収納率の向上を目指す。

〔参考：負担が軽減されたと回答する学校の割合：95%（R7.3）〕

○ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等〔「3分類」④関係〕

* 学校・家庭・地域連携協力推進事業

地域・学校コーディネーターが学校からの依頼事項に応じて、関係団体や地域住民に対し、登下校時の見守りや授業補助などへの協力依頼及び実施までの連絡調整を図ることで、教育職員の業務量削減に繋げる。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

○ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理〔「3分類」⑧関係〕

* 教育の情報化推進事業

ネットワークサーバや校内LAN機器の管理やGIGAスクール運用保守等を引き続き外部業者に委託し、学校の安定したICT環境の整備に努める。また、4校に1人に当たる21名のICT支援員配置を継続する。これらにより、機器やネットワーク設備等の日常的な保守・管理等の業務負担を軽減する。

県と協力し、県統一の校務支援システム導入に向けた条件整備を進め、学校の業務改善の推進を図る。

○ 部活動〔「3分類」⑬関係〕

* 中学校運動部活動指導支援事業

* 文化部活動支援事業

部活動の指導に係る専門的な技術指導等を補う外部指導者や、単独での指導や大会等への引率が可能な部活動指導員の配置を継続したり、休日の部活動の地域展開を推進したりすることで、教育職員の部活動指導に係る負担軽減を図る。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備〔「3分類」⑮関係〕
- 学習評価や成績処理〔「3分類」⑯関係〕
- 学校行事の準備・運営〔「3分類」⑰関係〕
- * 教職員事務事業(スクール・サポート・スタッフ配置事業)
教材作成の補助や各種調査、アンケート等の集計、ホームページ更新等の補助、学習プリント等の印刷・配布準備など、教育職員の事務業務を補助するスクール・サポート・スタッフを配置することで教育職員の負担軽減を図り、教育職員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる時間を増やす。また、現場での成果を踏まえながら、従事時間の拡大や配置人数の増員についても、市長部局と連携しながら協議、検討していく。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応〔「3分類」⑲関係〕
- * 障がい等のある子どものための支援事業
障がい等のある子どもが豊かな学校生活を過ごすことができ、障がいの有無にかかわらず、多様な教育的ニーズのある子どもたちが共に学べる環境を整えるための学校生活支援員や学級支援員をより適正に配置することで、教育職員が、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導や支援に注力できるようにする。

(2) 3分類の項目以外の取組

- * 小学校就学援助費(学用品費等)支給事業・中学校就学援助費(学用品費等)支給事業(インターネットバンキングの導入)
学校を通じて支給している就学援助費の振込手数料の軽減を図ることを目的に導入したインターネットバンキングを活用することにより、口座振込などの学校会計事務における教育職員の負担軽減につなげており、引き続き利用を継続できるようにしていく。
- * 学習アシスタント活用支援事業
小中学校において、引き続き、教員免許を有する人材や教育学部に所属する学生を児童生徒に個別支援を行う学習アシスタントとして活用し、教育職員の授業展開の工夫や児童生徒の見取りと評価の充実につなげていく。
- * 小・中学校外国語教育推進事業(小学校外国語アシスタントの活用)
小学校において、引き続き、英語が堪能な地域の人材を外国語アシスタントとして活用し、外国語の授業を支援させることで、英語の発音の師範や英会話

の場面設定などにおける教育職員の負担を軽減するとともに、授業の質の向上につなげる。

*** 学校図書館運営支援事業**

小中学校に、学校司書を置き、図書館運営及び読書活動に関する業務を教育職員とともに進めることで、学校図書館の円滑な運営や児童生徒の読書活動の活性化を図る。図書の受入や図書館の整備に係る時間を学校司書が受け持つことで、教育職員が直接子どもに関わる時間や読書推進のための企画や実践を図る時間が生まれるようにする。

*** 校内サポートルーム設置事業**

自教室に入室することができない生徒などを支援するための校内サポートルームに、学習支援や相談対応などの業務を補助する支援員を配置することで、学級担任や生徒指導主事などの教育職員の負担軽減を図り、教育職員が他の生徒への指導や教材研究等に注力できるようにする。

令和8年度には、全ての市立中学校に校内サポートルームを設置し、その成果や課題を踏まえ、小学校への設置について検討する。

*** 学校保健・健康管理事業**

学校保健安全法に基づき、教職員健康診断、教職員胃検診、教職員結核検診を実施し、教職員の健康の保持増進を図る。また、上記以外の法定外のがん検診等についても、学校での健康診断等を利用して、希望者は自費で受診できるようにしており、周知を図る。

教職員のストレスの状況を調査し、その結果を通知して自らのストレス状況に気付きを促すとともに、検査結果を集計・分析して職場でのストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、教職員のメンタルヘルス不調の未然防止につなげていく。

*** 学校体育振興事業**

水泳授業の共同利用において、監視業務やバス移動に伴う引率業務、児童の安全管理の支援を行うスイミング・サポート・スタッフを配置することで、教育職員の負担軽減を図り、児童の安全確保の体制を整備している。

また、民間施設や公的施設の活用により、自校のプール管理が不要となることで、教育職員の負担軽減に繋がっている。今後も更新時期を迎える学校プールについて、民間施設等の活用、共同利用、更新の順で計画的に進めていく。

(3) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育計画の中に働き方改革に関する内容を含め、地域や保護者と現状を共有しながら取組を推進する。
- 各学校の教育課程の年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準時数を大幅に上回って編成されている場合は、指導体制に見合うものとなるよう見直しを図る。
- ねらいが形骸化して十分な教育効果が得られていない活動等の見直し、清掃時間や頻度の見直し、放課後の活動を勤務時間内に設定することなどによる日課の工夫・改善を行う。
- ICTを用いて、校内外への文書配布や出席確認等の業務の効率化を図る。
- 各校の状況に応じて、定時退勤日の増設や長期休業中の柔軟な勤務時間の選択など、職員のワーク・ライフ・バランスの向上につながる取組を推進する。

(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 1か月時間外在校等時間が80時間以上の教育職員その他、面接を希望する者や管理職が心配する教育職員も対象として、医師による面接指導を実施する。
- 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- 教職員のストレスチェックの受検率を100%にするとともに、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医等による健康相談等を受けるよう促す。
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 学校における定時退勤日を月2回以上設定するよう推進するとともに、長期休業の期間中に一斉学校閉庁期間の設定を行う。
(夏季休業中の学校閉庁日：8月11日～8月17日)
- 教職員こころの相談事業の業務内容を拡げ、新規採用教職員との面談に加え、昇任教頭との面談を行うことで、管理職自身のメンタルヘルスケア意識と所属職員への啓発意識の向上を図る。
- メンタルヘルスの不調により休職した教職員に対し、県が実施する復職支援プログラムの周知を図り、活用に向けた事務手続き等の支援を行うことで、円滑な復職と復職後の安定した勤務につなげる。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 教育委員会において、各学校の時間外在校等時間の状況確認を継続し、特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員が一定数いる学校については、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (2) 各学校における働き方改革の取組がより一層進むよう、校長研修会等で本計画の周知を行うとともに、取組の好事例等を示すことで、各校での取組を促し、さらに充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- (3) 計画の実施中、適切な時期に各学校の実態把握を行い、その結果を踏まえて取組内容の見直し、改善を図るなど、柔軟な計画の遂行に努める。
- (4) 保護者、地域の理解を推進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。